民家防音工事の概要

令和６年４月１日

１　補助対象と負担割合

区分 自己負担	Ａ・Ｂ滑走路隣接
本体工事 【自己負担　無】	令和２年４月１日に隣接区域に所在する住宅であって、隣接区域にお住まいの方 ※令和２年４月２日以後、当該住宅の建替えを行い、現にお住まいの場合を含みます。
空調工事 【自己負担　５％】	

本体・空調工事 及び設計管理費 【自己負担　５０％】	**令和２年４月１日に隣接区域に所在する住宅のうち、アパート・社宅等、専ら所有者及びその親族以外の方がお住まいの住宅**

※　上記のいずれにおいても、工事費が補助限度額（裏面）を超える場合は、補助限度額を超える部分の全額と補助限度額に対する上記割合の額の合計が自己負担額となります。

２　防音工事の概要

（１）本体工事

①　住宅の開口部（窓、掃き出し、出入口）の建具に現在３㎜厚ガラスを使用している場合は、**５㎜厚ガラスに入れ替える工事**を行います。

②　住宅の開口部がアルミサッシ化されていない場合は、**アルミサッシ化及び５㎜厚ガラスを設置する工事**を行います。

※　アルミサッシ化工事が必要な場合は、設計監理業者が必要となりますが、補助限度額の範囲で設計監理費を補助します。

（２）空調工事

①　**冷暖房機及び換気扇を設置する工事**を行います。

※　本体・空調工事とも浴室、脱衣所、洗面所、便所、物置及び倉庫等は、工事対象外となります。

３　本体工事の補助限度額【ガラス交換工事・アルミサッシ化工事】

単位：円／台

区　分	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人以上世帯
ガラス交換工事	220,000	310,000	400,000	490,000
アルミサッシ化工事	1,500,000	2,300,000	3,100,000	4,000,000

４　空調工事の設置台数及び補助限度額【冷暖房機・換気扇】

（１）冷暖房機及び換気扇の設置台数

１～３人世帯	４人以上世帯
１台	２台

（２）冷暖房機に係る補助限度額

単位：円／台

区　分	設置する居室の規模			
	６畳以下	６畳を超え８畳未満	８畳以上１０畳未満	１０畳以上
	１３５，１００	１４３，８００	１５４，１００	１８７，６００

注１：　所有者等が更新工事の前に冷暖房機を撤去した場合は、補助限度額から１０，４００円を減額します。

（３）冷暖房機の付帯工事に係る補助限度額

単位：円／台

配管延長	２mまで	４mまで	６mまで
	９，１００	１８，１００	２７，２００
室外機設置	壁掛型	屋根置型	二段置型
	１６，５００	１６，８００	２２，０００

（４）換気扇に係る補助限度額

単位：円／台

区分	補助限度額（新設）
空調換気扇（壁掛型）	５３，８００

注１：　所有者等が更新工事の前に空調換気扇を撤去した場合は、補助限度額から４，９００円を減額します。

５　電気設備工事の補助限度額

幹線工事	１１７，３００円
屋内配線工事（冷暖房機）	１４，１００円
屋内配線工事（換気扇）	１０，１００円

★　お問い合わせ

河内町生活環境課　空港対策係
電話／０２９７－８４－６９５７